第2章第13節第2款第106中「(注76)」を「(注79)」に改め、同款第106の＜注76＞を＜注79＞とし、同款第106を同款第108とする。

第2章第13節第2款第105を同款第107とする。

第2章第13節第1款第104の2中「第95」を「第97」に改め、同款第104を同款第106とする。

第2章第13節第1款第103を同款第105とする。

第2章第13節第1款第102中「(注75)」を「(注78)」に改め、同款第102の＜注75＞を＜注78＞とし、同款第102を同款第104とする。

第2章第13節第1款第101中「(注74)」を「(注77)」に改め、同款第101の＜注74＞を＜注77＞とし、同款第101を同款第103とする。

第2章第13節第1款第100中「(注73)」を「(注76)」に改め、同款第100の＜注73＞を＜注76＞とし、同款第100を同款第102とする。

第2章第13節第1款第99中「(注72)」を「(注75)」に改め、同款第99の＜注72＞を＜注75＞とし、同款第99を同款第101とする。

第2章第13節第1款第98中「(注71)」を「(注74)」に改め、同款第98の＜注71＞を＜注74＞とし、同款第98を同款第100とする。

第2章第12節第1款第97中「(注70)」を「(注73)」に改め、同款第97の＜注70＞を＜注73＞とし、同款第97を同款第99とする。

第2章第12節第1款第96中「(注69)」を「(注72)」に改め、同款第96の＜注69＞を＜注72＞とし、同款第96を同款第98とする。

第2章第12節第1款第95中「(注68)」を「(注71)」に改め、同款第95の＜注68＞を＜注71＞とし、同款第95を同款第97とする。

第2章第12節第1款第94中「(注67)」を「(注70)」に改め、同款第94の＜注67＞を＜注70＞とし、同款第94を同款第96とする。

第2章第12節第2款第93を同款第95とする。

第2章第11節に次のように加える。

第93　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理

1　公営企業型地方独立行政法人が法第42条の２の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該公営企業型地方独立行政法人は、当該公営企業型地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとする。(注67)

2　公営企業型地方独立行政法人が法第42条の２の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該公営企業型地方独立行政法人は、当該公営企業型地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注67)

＜注67＞　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に係る注記について

出資等に係る不要財産の出資等団体への納付を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

(1)　出資等に係る不要財産としての出資等団体への納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

(2)　出資等に係る不要財産となった理由

(3)　出資等団体への納付の方法

(4)　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

(5)　出資等団体への納付に当たり譲渡収入から控除した費用の額

(6)　出資等団体への納付額

(7)　出資等団体への納付が行われた年月日

(8)　減資額

第94　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

1　公営企業型地方独立行政法人が法第42条の２の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注68)(注69)

2　設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注69)

＜注68＞　譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の出資等団体への納付について

設立団体の長が指定した譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の帳簿価額を超える額を出資等団体へ納付するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。

＜注69＞　行政サービス実施コストについて

公営企業型地方独立行政法人が法第42条の２の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。

第２章に次の１節を加える。

第14節　合併に関する会計処理

第127　用語の定義

1　合併をする前の公営企業型地方独立行政法人を「合併前法人」と、合併をした後の公営企業型地方独立行政法人を「合併後法人」という。

2　「消滅法人」とは、合併により消滅する公営企業型地方独立行政法人をいう。

3　「取得」とは、合併後法人の設立団体以外の地方公共団体のみによって設立された公営企業型地方独立行政法人を合併前法人に含む合併をいう。

4　取得とされた合併において、合併後法人を「取得法人」といい、合併後法人の設立団体以外の地方公共団体のみによって設立された合併前法人を「被取得法人」という。

5　「設立関係の継続」とは、合併後法人の設立団体の一又は二以上によって設立された公営企業型地方独立行政法人のみを合併前法人とする合併をいう。

6　「法人合併日」とは、合併前法人が合併をした日をいい、法人合併日の属する事業年度を「法人合併年度」という。

第128　取得の会計処理

1　取得において、取得法人は、被取得法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金及び利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。

2　取得法人は、被取得法人より移転する資産及び負債を時価で計上し、評価差額については資本剰余金を増額又は減額する。